

亀山市告示第47号

亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市創業資金利子補給金交付要綱（平成29年亀山市告示第50号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。